

議案第 1 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

本市の財政状況等を勘案して、平成 30 年 3 月 31 日まで管理職員の給料の減額に関する特例期間を延長するため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

附則第 25 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 省略 (管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)</p> <p>25 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 8 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表第 1 の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から(附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表第 1 の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>表 省略 以下省略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 省略 (管理職手当支給職員に係る給料の支給額の減額)</p> <p>25 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 8 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対する給料月額(期末手当の額、勤勉手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)の支給に当たっては、当該職員に対する別表第 1 の給料表に定める給料月額(以下この項において「給与条例給料月額」という。)から(附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該職員の給与条例給料月額から同項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額から)、当該職員に対する給与条例給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる別表第 1 の給料表の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>表 省略 以下省略</p>